

仕様書

1 業務名

広島県立学校保護者連絡システム構築・運用保守業務

2 目的

広島県教育委員会（以下「県教委」という。）、広島県立学校（以下「学校」という。）及び保護者の間の連絡システムを整備し、県教委及び学校並びに保護者の間において、スマートフォンや PC 等を用いた、欠席・遅刻連絡、学校及び県教委からのお知らせ、アンケート及び定期考査結果・通知表等のやり取り等をデジタル化することにより、学校に在籍する教職員（以下「教職員」という。）と保護者双方の利便性の向上及び負担軽減を図ることを目的とする。

3 業務概要

- (1) 保護者連絡システム利用環境の構築、提供、運用及び保守
- (2) 県教委、学校（教職員）の利用サポート
- (3) 県教委職員及び教職員向け操作研修の実施
- (4) セキュリティ対策等

4 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

- (1) 初期構築・導入準備期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで
- (2) サービス利用開始日：令和 8 年 10 月 1 日
- (3) サービス利用期間：令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

【参考：業務スケジュール表】

初期構築・導入準備期間における詳細スケジュールは、令和 8 年 10 月 1 日からサービス利用開始できるように、受託者が契約時点で示すこと。

項目	令和 8 年 4 月	5 月	～	9 月	令和 8 年 10 月	～	令和 10 年 3 月
契約締結	→						
初期構築・導入準備	→						
サービス提供					→		

5 利用対象

システムを利用する施設及び人数は以下のとおり（各施設の対象人数の内訳は、別紙「保護者連絡システム利用校一覧」を参照）。

ただし、本仕様書で示す数字は令和 7 年度公立学校基本数調査等の結果を基に、利用規模の目安として提示するものであり、システム利用開始時点の数字とは異なる。

(1) 対象施設

- | | |
|------------|------------|
| ア 県教委 | 1 施設 |
| イ 県立中学校 | 3 校 |
| ウ 県立高等学校 | 80 校（分校含む） |
| エ 県立特別支援学校 | 19 校（分校含む） |

(2) 対象人数

- ア 児童生徒数 約 39,000 人
イ 教職員数 約 5,200 人
ウ 県教委職員数 約 500 人

※ 上記以外の利用が必要な場合は、受託者との協議の上、設定を依頼できるものとする。

6 役割分担

本調達における受託者、県教委、学校の役割については、他の規定に定めるものの他、次表のとおりとする。なお、次表により役割が判別できない内容については、必要に応じて県教委と受託者とが協議して定める。

区分	役割
受託者	<ul style="list-style-type: none">保護者連絡システムの稼働基盤に必要なサーバ等の調達、構築及びサービス提供保護者連絡システムと校務支援システムの連携基盤等の構築及び運用保守保護者連絡システムの学校への導入及び運用テスト保護者連絡システムの運用保守県教委及び学校の保護者連絡システムの運用に関する技術的支援保護者連絡システム利用者向けの操作マニュアル等の作成及び提供保護者連絡システムの導入前に県教委及び学校への保護者連絡システムの操作説明県教委、学校の役割遂行に必要なシステムに関する情報の提供
県教委 (発注者)	<ul style="list-style-type: none">事業全体の進捗管理保護者連絡システムの導入及び運用テストに関する検査（校務支援システムの連携に関することを含む）保護者連絡システムに関する学校への案内及び作業依頼保護者連絡システムの運用状況の確認学校の保護者連絡システムの利用に関する支援
学校	<ul style="list-style-type: none">保護者連絡システムに関する保護者への案内保護者からの保護者連絡システムの利用に関する問い合わせ対応

7 製品要件

(1) システム利用環境等

ア 県教委職員・教職員の利用環境（管理側）

- 県教委及び教職員が使用する業務用パソコンで利用ができること。
- OS：Windows 11 以上
- ブラウザ：Microsoft Edge（Chromium 版）
- 利用方式：Web 方式（ソフトウェアのインストールが不要であること。）
- ID 及びパスワードによる認証機能を有し、県教委及び学校のネットワーク以外からアクセスできないよう IP 制限を行うこと。
- 「8 機能要件 (13) バスロケーションシステムとの連携」において、スクールバス運行事業者が保護者連絡システムの一部機能（スクールバスの不乗連絡及びメッセージ作成・配信）を利用するため、スクールバス運行事業者が保護者連絡システムを利用する上で最低限の機能は IP 制限を行わず、校外からも利用できること。なお、一部機能のみ IP 制限を行わないことができない場合は、適切なアクセス制御が実現できるよう、代替案を提案すること。

イ 保護者等の利用環境（受信側）

- ・ 専用アプリケーションは、Google Play、App Store からダウンロードして、インストールできること。
- ・ 動作保証環境は、Android 8.0 以上、iOS 15.0 以上のスマートフォンに対応していること。また、メール利用者に対応し、広告表示が無いシステムであること。なお、最新のOS がリリースされたときは速やかに無償で対応すること。
- ・ 最大 39,000 人までの児童生徒が登録できること。

(2) 利用時間

24 時間 365 日（メンテナンス時間を除く。）

8 機能要件

以下の全ての機能を有するシステムを用意すること。

(1) システム全般

- ア 県教委、学校においてインターネットに接続されたパソコンやタブレット等から管理画面が閲覧できるとともに、各利用者に付与された管理権限に基づく操作・設定ができること。
- イ 利用者において、パソコン、タブレット、スマートフォンでサービスの利用ができること。
- ウ 稼働実績がある既存のパッケージシステムであること。
- エ 利用者向けの専用アプリケーションは無償でインストール可能であること。
- オ 管理側は、任意のグループ（PTA、部活動など）を無制限に追加・作成できること。
- カ 管理者及び児童生徒情報は、CSV 形式等、エクセルファイルをインポートすることで一括登録ができること。
- キ アクセスが集中した場合であっても、安定した配信が可能となるよう、配信専用サーバを用意し、1 時間当たり 50 万件相当の配信が可能な性能を備えること。
- ク 児童生徒 1 人につき、4 つまで保護者等の連絡先（アプリ又はメール）の登録ができること。
- ケ 登録した児童生徒情報から保護者等が特定できる仕組みであること。
- コ 専用アプリケーションとメールでの登録手順を記載した利用者向けの登録手順書を管理画面からダウンロードできること。
- サ 専用アプリケーションとメールでの登録に必要な情報が記載された用紙を印刷できること。
- シ 当該用紙には、登録に必要な情報が自動で挿入され、管理画面上から印刷に最適化されたレイアウトで出力できること。
- ス 専用アプリケーションでの操作ができない利用者等に対してはメールで配信ができること。また、専用アプリケーションと同等程度の機能を備えていること。

(2) 管理者機能

ア 各管理者について、役割と権限に応じた専用の管理画面機能を有すること。

管理者	機能
県教委	<ul style="list-style-type: none">・ 学校アカウントの管理・ 各施設での運用状況確認・ 全体配信

学校	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ開設 ・児童生徒の登録 ・各グループの管理者アカウント管理 ・グループに関する全操作権限 ・タイムライン投稿
グループ管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・担当するグループの操作権限 ・タイムライン投稿（権限があるとき）

(3) メッセージ作成・配信機能

ア 県教委及び学校から保護者等（全登録者）に配信できること。なお、メッセージは学校や学年を選択して対象者に配信する機能を有すること。

イ 県教委のアカウントは、メッセージの配信権限のみ有する設定及び閲覧・配信する施設を制限する機能があること。

ウ 学校及びグループの管理者は、グループの利用者に対し、メッセージを作成・配信できること。なお、メッセージは学年やクラス、部活動、個人などを選択して対象者に配信する機能を有すること。また、配信されたメッセージは県教委が確認できる仕組みであること。

エ メッセージには、配信タグ（「緊急」「重要」「要回答」「注意喚起」「協力依頼」等）を付与できること。

オ 各グループへのメッセージ配信は、利用者の属性を限定して配信ができること。

カ メッセージには、ファイルサイズ上限 10MB の画像ファイル（JPEG、GIF、PNG）及び PDF ファイルを 3 つまで添付できること。

キ メッセージ配信について、ワークフロー機能を有すること。

ク 各メッセージ配信画面で、既読確認設定ができること。

ケ 各メッセージ履歴には配信結果として、メッセージの開封状況、既読確認状況が確認できること。また、配信結果から未読者に絞り込み、メッセージを再配信できること。

コ 配信日時を指定する予約配信ができること。なお、予約配信設定後も配信前においては、内容の編集、取消しができること。

サ 入学前の新入生登録者向けに、児童生徒情報がなくても配信できる機能を有すること。

シ 県教委及び学校から権限が与えられた学校関係者から個人情報を読み取らずに添付ファイルやアンケート月のメッセージが配信できる機能を有すること。なお、配信したメッセージは、県教委及び学校が確認できる仕組みであること。また、配信履歴は県教委及び学校のみが削除できること。

(4) 欠席・遅刻連絡機能

ア 保護者等は専用アプリ若しくはメールを使用して、学校に欠席連絡及び遅刻、早退等の学校への連絡事項を送信できること。また、当日のみでなく未来の日付も選択できること。その際、期間を指定できること。

イ 欠席理由を設定でき、自由記載できる入力欄を設けること。

ウ 保護者等は同一ログイン内で兄弟姉妹を選択し送信できること。

エ 保護者等は欠席連絡等の履歴の確認ができること。

オ 当日の欠席・遅刻連絡の受付時間帯を学校・校種・課程ごとに設定できること。

カ 学校は、保護者等からの欠席・遅刻の連絡を一覧で確認できること。欠席・遅刻連絡の詳細内容として、学年・クラス、名前、対象日時、理由、連絡した保護者の続柄等の情報が確認できること。

キ 保護者等からの電話等による欠席・遅刻連絡を、管理画面から手動で登録・編集できること。

ク 欠席・遅刻連絡の内容を対象期間等で絞り込み、閲覧可能であること。また、CSV形式等で出力可能であること。

(5) アンケート機能

ア アンケートの設問は、単一選択、複数選択、テキスト入力による回答形式が利用できること。

イ 作成したアンケートをメッセージに添付して、利用者に配信することができること。

ウ アンケートの回答状況が確認できること。

エ アンケートは設問ごとのレポート、集計結果が表示できること。また、集計とは別に回答者別の回答内容を確認できる機能があること。さらに、集計結果をCSV形式で出力できること。

オ 未回答者へのリマインダー機能を有すること。

(6) 日程調整機能

ア 個人懇談や家庭訪問等の日程調整ができること。

イ 日程、期間、時間単位、除外する日時及び回答期限を設定できること。

ウ 作成した日程調整の内容をメッセージに添付して、利用者に配信できること。

エ 回答結果画面では、利用者の回答状況や個別の回答結果を確認できること。

オ 利用者から電話等により回答の連絡があった場合に、管理画面から手動で登録・編集できること。

カ 利用者からの回答は仮予約として登録され、管理画面で日程を確定できる仕組みがあること。

キ 管理画面からカレンダー形式で回答を確認できること。また、回答結果をPDF形式で出力できること。

(7) タイムライン機能

ア グループの運用者への利用権限付与ができ、権限付与された運用者はタイムラインの投稿及び編集ができること。

イ 投稿内容は、「タイトル」「本文」及び画像の添付ができること。

ウ 画像の添付は、一つの記事に対し最大5枚まで添付できること。なお、画像のサイズが大きい場合は、アップロード時に適切なサイズに変換されること。

エ 投稿後であっても内容の編集及び削除ができること。

(8) 利用者登録状況確認機能

ア 保護者用のグループは、利用者一覧において児童生徒一覧が表示でき、児童生徒に紐づく利用者の確認もできること。

イ 利用者一覧から利用者の強制退去ができること。

(9) グループ作成機能

ア グループを作成する場合は、「グループ名」「グループ説明」を設定できること。

イ 種別として、保護者用グループとその他のグループの設定ができること。

ウ 同一学校で「グループ名」が重複したときは、作成できないこと。

(10) 多言語対応

ア 専用アプリは次の言語の自動翻訳に対応していること。

- ・ 英語
- ・ 中国語（繁体字・簡体字）
- ・ 韓国語

イ 学校から保護者等に配付される登録手順書は、日本語のほか、前項の言語で表記されたものが用意されていること。

ウ 専用アプリの初回起動時に端末の言語設定が日本語以外であった場合、利用者に言語設定変更を促す画面を表示し、初回の利用者設定を容易に促す仕組みがあること。

エ 原文表示ボタンを押すことで、原文を確認することができること。

(11) 個別メッセージ機能

ア 保護者等とメッセージのやり取りをするためのメッセージルームを一覧で確認できること。

イ メッセージルームの状態、未返信メッセージのあるルームや児童生徒で絞り込みができること。

ウ メッセージルーム詳細からメッセージの一覧を確認できること。

エ 管理側でメッセージの開始・終了をコントロールできるよう、メッセージルームの公開・終了・再開が設定できること。また、ルームは、児童生徒に紐づく保護者等1人を指定して開始できること。

オ 管理側からの投稿には画像やPDFを添付できること。

カ メッセージルームは削除できないこと。

(12) 校務支援システムとの連携機能

ア 県立学校全校に導入している校務支援システム（株式会社システムディ School Engine）と、名簿情報、欠席・遅刻連絡情報、通知表や健康診断結果等の機微情報を連携できること。

イ 名簿情報の紐づけにおいては、正しい紐付けとなっているか目視等により確認できること。

ウ 欠席・遅刻連絡情報の連携については、保護者連絡システムで入力した情報が校務支援システムに自動で反映すること。

エ 通知表や健康診断結果等の機微情報の連携については、校務支援システムで入力した通知表や健康診断結果等の機微情報を、保護者連絡システムから閲覧・確認できること。また、機密性の高い情報であることから、保護者等が閲覧・確認する際には、多要素認証によるセキュリティ対策を行うこと。なお、保護者連絡システムから閲覧・確認する機微情報は、公開期限終了後速やかにデータが削除されること。

オ 保護者連絡システムと校務支援システムの連携を行う基盤等の構築については、校務支援システムが県専用のクラウド環境に構築されていることを考慮した上で、APIによる連携若しくは公開系サーバを用意し、校務支援システムと分離するために必要となるネットワーク機器を設置した上で、外部からの侵入を防ぐ等、実現方法及びセキュリティ対策について提案の中で具体的に示すこと。なお、実現方法及びセキュリティ対策については、以下の要件を具備していることとし、各要件の対応を提案書に示すこと。また、連携に関わる費用については、本調達に含めること。

(ア) 接続について、通信の暗号化を実施した上で安全な方式を採ること。

(イ) 校務支援システムとの境界に不正侵入検知等の対策を施すこと。

(ウ) 不正アクセスによるコンテンツの改ざんを防止する対策を施すこと。

(エ) API連携を行う場合は、APIセキュリティ対策を施すこと。また、ファイル転送を行う場合は、セキュアな転送等の対策を施すこと。

カ データ連携は1EdTech国際標準規格「One Roster」に準拠すること。

キ 校務支援システムと連携する情報については、県教委と協議の上、決定することとし、保護者連絡システムの利用開始と併せて連携を安全に開始できるように構築すること。

ク 保護者連絡システムと校務支援システムの連携により、校務支援システムの操作や運用の変更が必要となる場合は、校務支援システムのサービス提供事業者と連携の上、保護者連絡システムのサービス利用開始までに操作や運用変更に伴う改訂後の各種マニュアルを県教委に提供すること。なお、校務支援システムの各種マニュアル作成に要する費用については、本調達に含めること。

(13) バスロケーションシステムとの連携

- ア 一部の県立特別支援学校に導入されるスクールバスの運行状況を保護者等及び学校が確認できるバスロケーションシステムについて、保護者等が、保護者連絡システムからバスロケーションシステムの Web サイトを閲覧できるようなリンクを作成できること。
- イ 普段スクールバスを利用している児童生徒の保護者等が、スクールバスを利用しない場合に、保護者連絡システムから不乗予定の連絡を行えること。
- ウ 普段スクールバスを利用している児童生徒の保護者等からの不乗予定の連絡を、スクールバス運行事業者が閲覧できるように、スクールバス運行事業者にアカウントを割り振ることができること。なお、スクールバス運行事業者に割り振るアカウントは、該当するスクールバスを利用する児童生徒の保護者等の不乗連絡の確認及びメッセージ作成・配信機能の利用に限定し、その他の機能は利用できないように制限できること。

9 利用サポート

(1) マニュアルの整備

- ア 県教委職員及び教職員、保護者等がシステムを利用する際に活用できるマニュアルを資料及び動画により提供すること。
- イ マニュアルは、システム利用の全体の流れや具体の操作方法等を分かりやすく説明するとともに、管理画面及び専用アプリケーション等に常に最新の情報が掲載されるように情報更新を行うこと。

(2) 利用サポート体制の構築

- ア 県教委職員及び教職員がシステムの操作方法等の問合せができるように、ヘルプデスクを設置すること。ヘルプデスクの対応は、月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 78 号）に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日は除く。）の午前 9 時から午後 5 時 30 分までとすること。
- イ 電子メールや Web フォーム等による問合せにも対応できるような体制を整えること。
- ウ 保護者等がシステムの登録方法等の問合せができるコールセンターを設置できる場合は、コールセンターの対応範囲及び対応時間、設置及び運用に要する費用を提案すること。

10 県教委職員及び教職員向け研修の実施

(1) 実施時期

次のとおり操作研修を実施することとし、実施日は、県教委と協議の上、決定すること。

対象者	内容	実施回数	実施時期
教職員	システム全般の操作説明	2 回程度	令和 8 年 8 月
県教委職員及び教職員	年度更新の操作説明	1 回程度	令和 9 年 3 月

(2) 実施方法

- ア 研修は、オンライン実施とし、各回につき 1 時間程度とすること。
- イ 研修実施に必要な専用の環境を準備し、説明すること。
説明は、操作画面を表示しながら、操作方法や主要メニューの機能、トラブルシューティングとしての注意点等について分かりやすく説明すること。

(3) 研修資料

- ア 研修資料は、研修実施日の 3 開庁日前までに県教委に提出し、承認を受けること。
- イ 研修会の実施後も、常時、県教委職員及び教職員が資料や動画の視聴ができるように提供すること。

11 セキュリティ対策等

(1) 業務実施に係るリスク管理

ア 受託者は、ISO/IEC27001(情報セキュリティマネジメント規格)及び ISO/IEC27017(クラウドサービスの情報セキュリティ)を取得していること。

イ 受託者は、「情報セキュリティに関する特記事項」で定める事項を遵守するとともに、次を含む情報セキュリティ対策を実施すること。

- ・ 県教委から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
- ・ 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。
- ・ 機密情報は持出し禁止とする。
- ・ 受託者の資本関係・役員等の情報、本調達の実施場所、本調達従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- ・ 情報セキュリティインシデントへの対処方法が確立されていること。
- ・ 受託者の責めに起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合には直ちに報告すること。これにより損害が発生した場合は賠償等の責任を負うこと。
- ・ 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を定期的に確認し、県教委へ報告すること。
- ・ 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合速やかに改善策を提出し、県教委の承認を受けた上で、実施すること。
- ・ 本調達の役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるように措置の実施を担保すること。
- ・ 県教委から要保護情報を受領する場合は、情報セキュリティに配慮した受領方法にて行き、適切に管理すること。
- ・ 県教委から受領した要保護情報が不要になった場合は、これを確実に返却又は抹消し、書面にて報告すること。
- ・ 県教委において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに県教委に報告すること。

ウ セキュリティ・インシデント発生時の対応フロー、サイト閉鎖の必要性判断、サイト閉鎖時の対応の明確化、ユーザーへのアナウンス方法等の有事の対応について、サービス提供開始日までに県教委と協議の上、決定すること。

(2) データセンター等

ア データセンター及びサーバ環境は、「ISMAP クラウドサービスリスト」若しくは「ISO/IEC27017 及び ISO27018」に登録されているパブリッククラウドサービスを利用すること。提案の際に、利用するクラウドサービスの登録状況を示すこと。

イ 前項アに加えて、クラウドセキュリティ、データ保護に関する以下の要件を満たすようにクラウドサービスを選定すること。

- ・ 情報資産を管理するデータセンターの設置場所に関しては、国内であることを基本とする。
- ・ 契約の解釈が日本法に基づくものであること。
- ・ クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。
- ・ 県教委の指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。なお、利用者がアクセス可能な部分を除き、国外から情報資産へアクセスする場合も日本国外への持ち出しに該当する。
- ・ 障害発生時に縮退運転を行う際にも、情報資産が日本国外のデータセンターに移管されな

いこと。

- ・ 情報資産の所有権がクラウドサービス事業者に移管されるものではないこと。従って、県教委が要求する任意の時点で情報資産を他の環境に移管させることができること。
- ウ サーバは毎日バックアップを行い、1週間程度データを保持すること。なお、バックアップの保管場所は同一拠点ではなく遠隔地が望ましい。
- エ 障害等の発生有無について、5分以内の間隔で監視していること。また、障害等が発生した際に迅速かつ適切に対応できるように、連絡体制及び指揮命令システムを整備し、県教委に報告すること。
- オ 障害等発生時には、障害の発生日時、内容、解決方法及び解決時間等について取りまとめを行い、「12 サービスレベル要件」により、県教委に報告すること。また、障害対応履歴の集積・分析、障害原因の分析により再発防止を行うこと。
- カ データセンターとのインターネット通信は、TLS1.2以上により暗号化できること。
- キ 保存されるデータは全て暗号化して保存すること。
- ク WAFを導入し不正アクセスを検知・遮断すること。
- ケ IPAの「安全なウェブサイトの作り方」「API標準設計ガイド」を確認してシステム構築すること。

(3) ウイルス対策・アクセス記録

- ア 適切なウイルス対策及びマルウェア対策を行い、情報の改ざん、毀損及び漏えいなどを防止すること。また、適切な構成管理を行い、システム動作に必要なソフトウェアの削除又はサービスの停止を行うこと。
- イ 万が一、不正が疑われる操作が行われた場合に備えて、システム利用に係る各種記録（アクセスした利用者名、時刻、操作内容の記録など）をすること。アクセスログ情報は、過去1年間は閲覧可能な状態で保管すること。
- ウ 定期的にアクセスログ・操作ログ・エラーログ情報の分析を行い、不審なアクセスや操作がある場合は速やかに県教委に報告すること。
- エ 定期的にウェブサイトの脆弱性診断を実施し、実施状況について県教委に報告すること。

(4) 権限管理等

受託者は、アクセスする権限のない者がアクセスできないように制限する機能を有すること。また、システムを利用する教職員が操作・閲覧等が可能な情報の範囲を、当該教職員が所属する学校の児童生徒に係る情報に限定し、学校を超えたデータ閲覧等が発生しないよう、適切なアクセス制限を行う環境を整えること。

(5) 情報資産の取り扱い

- ア 本業務の遂行に当たり、県教委が所掌する情報資産の保護（データバックアップを含む。）について万全を期すものとし、その機密性、可用性及び安全性を維持する上で必要な対策を行うこと。
- イ 本業務を履行する上で知り得た情報を正当な理由なく第三者に与え、本業務の履行目的以外に使用することがないよう関係者に周知徹底すること。また、その実施状況を定期的に確認し、県教委に報告すること。
- ウ 県教委がシステム更新時のデータ移行に必要な情報の開示（データベース構造等の技術情報を除く。）を求めた場合は、必要な電子ファイルを提供すること（データ出力の順やファイル形式（CSV形式又はデータベースバックアップファイルなど）については協議の上、決定する。）。)
- エ 契約期間満了時には、一般的に入手可能な復元ツールの利用によっても復元が困難な状態まで、クラウドサービス上のデータを完全に消去・削除することとし、作業したことを証する書類

として「データ消去報告書（任意様式）」を県教委に提出すること。

12 サービスレベル要件

(1) 運用及び保守において、次表のサービスレベルを保証すること。

No.	項目	設定値	実現方法等
システムの可用性			
1	サービス稼働率	99.9%以上	稼働保証期間（24時間365日から、保守・メンテナンス等の計画停止期間を除いた期間）に対して99.9%とする。
システムの信頼性			
セキュリティ			
2	ウイルス定義ファイルの更新	公開日時から24時間以内	最新のウイルス定義ファイルを自動的に更新し、ログを取得する。
3	セキュリティパッチの適用方針	公開日から1ヶ月以内に対応方針を報告	セキュリティパッチの公開後、必要性を判断し、適用の必要がある場合に1ヶ月以内に対応方針を報告する。
システムの性能			
4	オンライン応答時間	1画面当たり平均3秒以下	サーバの内部応答時間とする。
サービスサポート			
ヘルプデスク			
5	所定時間 [※] 内 応答率	80%以上	1回の問い合わせで複数の質問があった場合はそれぞれを1件とカウントする。 ※ 所定時間（問い合わせのあった同日のサポートサービス対応時間）は、「9（2）利用サポート体制の構築」のとおり。
システム内容変更			
6	画面その他機能等の変更	1ヶ月前までに通知	システムの画面その他機能等の変更がある場合は、その1か月以上前までに県教委へ通知すること。
システム停止通知			
7	システムの計画停止	停止の2週間前までに通知	緊急時を除いて、原則2週間前までに県教委へ通知すること。
障害対応			
8	一次通知	1時間以内	障害の事象発生時から県教委が指定するメールアドレス宛に障害の発生を通知するまでの時間とする。
9	二次通知	3時間以内	障害の事象発生時から県教委が指定するメールアドレス宛に、障害の復旧予定日時または回避策を通知するまでの時間とする。
10	データの復旧	6時間以内	障害により紛失したデータについて、その他のデータに影響を与えることなく、障害発生の直前のバックアップデータを利用して、復旧すること。

13 納品・検査

(1) 納品

ア 受託者は、次の納入物を期限までに納品すること。なお、その他記載のない納入物について、保護者連絡システムの構築・導入及び運用保守として必要と認めるものがあれば、受託者と県教委で協議の上、定める。

区分	納入物	期限
初期構築・ 導入準備	マニュアル	令和8年7月31日
	研修資料	研修実施日の3開庁日前まで
	初期構築・導入準備業務完了報告書 保護者連絡システム利用環境 保護者連絡システム設定書	令和8年9月16日
	サービス提供	サービス提供業務完了報告書

(2) 検査

ア 初期構築・導入準備に係る検査

県教委は以下の表に示す検査を行うこととする。検査の細目及び日程等については、別途協議の上決定する。

種別	範囲
システム試験（テスト工程検査）	初期構築完了後の動作・機能確認
完成品検査	仕様書に規定する全項目の正常稼働

イ サービス提供に係る検査

県教委は業務完了報告書を基に、以下の表に示す検査を行うこととする。検査の細目等については、別途協議の上決定する。

種別	範囲
運用保守検査	サービス利用開始後毎月

14 再委託に関する事項

(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ア 本業務の受託者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。
- イ 受託者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- ウ 受託者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- エ 再委託先における情報セキュリティの確保については受託者の責任とする。

(2) 承認手続き

ア 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲及び再委託の必要性等について記載した再委託承認申請書を県教委に提出し、あらかじめ承認を得ること。

イ 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を県教委に提出し、承認を得ること。

(3) 再委託先の契約違反等

ア 再委託先において、本調達仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、本県は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

15 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項で必要な事項については、県教委と受託者が協議の上、決定するものとする。
- (2) 機能のアップデートや内容の修正等を行った際には、追加費用なく適用すること。

県立学校基本情報一覧

番号	校番	学 校 名	課程/障害部門	学科/学部	生徒数	教職員数	住 所	TEL
1	1	広島皆実高等学校	全日制	普通科・衛生看護科・体育科・専攻科	1,034	82	広島市南区出汐二丁目4-76	082-251-6441
2	2	広島国泰寺高等学校	全日制	普通科	954	63	広島市中区国泰寺町一丁目2-49	082-241-1537
3	3	広島観音高等学校	全日制	総合学科	835	64	広島市西区南観音町4-10	082-232-1371
4	4	広高等学校	全日制	普通科	574	46	呉市広大新開三丁目6-44	0823-72-6211
5	5	呉宮原高等学校	全日制	普通科	591	43	呉市宮原三丁目1-1	0823-21-9306
6	6	呉三津田高等学校	全日制	普通科	540	48	呉市山手一丁目5-1	0823-22-7788
7	7	三原高等学校	全日制・定時制	普通科	621	58	三原市宮沖四丁目11-1	0848-62-2151
8	8	三原東高等学校	全日制	普通科	137	24	三原市中区之町二丁目7-1	0848-62-7271
9	9	尾道東高等学校	全日制	普通科	438	38	尾道市東久保町12-1	0848-37-7137
10	10	尾道北高等学校	全日制	総合学科	484	53	尾道市長江三丁目7-1	0848-37-6106
11	11	福山誠之館高等学校	全日制・定時制	総合学科	977	85	福山市木之庄町六丁目11-1	084-922-0085
12	12	福山葦陽高等学校	全日制・定時制	普通科	1,005	76	福山市久松台三丁目1-1	084-923-0400
13	13	海田高等学校	全日制	普通科・家政科	828	66	安芸郡海田町つくも町1-60	082-822-3030
14	14	音戸高等学校	全日制	普通科	62	20	呉市音戸町北隠渡1-1-1	0823-51-2235
15	15	廿日市高等学校	全日制・定時制	普通科	849	70	廿日市市松尾三丁目3-1	0829-32-1125
16	16	大竹高等学校	全日制	総合学科	300	39	大竹市白石一丁目3-1	0827-52-4325
17	17	佐伯高等学校	全日制	普通科	94	17	廿日市市津田850	0829-72-1185
18	18	大柿高等学校	全日制	普通科	76	15	江田島市大柿町大原1118-1	0823-57-2055
19	19	可部高等学校	全日制・定時制	普通科	715	65	広島市安佐北区可部東四丁目27-1	082-814-2032
20	20	加計高等学校	全日制	普通科	110	20	山県郡安芸太田町加計3780-1	0826-22-0488
21	20	加計高等学校芸北分校	全日制	普通科	92	13	山県郡北広島町川小田10075-15	0826-35-0726
22	21	千代田高等学校	全日制	普通科	146	23	山県郡北広島町有間600-1	0826-72-3121
23	22	吉田高等学校	全日制	生活福祉科・アグリビジネス科・探究科	253	44	安芸高田市吉田町吉田719-3	0826-42-0031
24	23	向原高等学校	全日制	普通科	51	15	安芸高田市向原町坂丸山10006-1	0826-46-2322
25	24	賀茂高等学校	全日制・定時制	普通科	794	63	東広島市西条西本町16-22	082-423-2559
26	25	竹原高等学校	全日制	普通科・商業科	140	26	竹原市竹原町3444-1	0846-22-0745
27	26	忠海高等学校	全日制	普通科	147	21	竹原市忠海床浦四丁目4-1	0846-26-0800
28	28	御調高等学校	全日制	普通科	111	24	尾道市御調町神204-2	0848-76-2121
29	30	世羅高等学校	全日制	普通科・生活福祉科・農業経営科	286	44	世羅郡世羅町本郷870	0847-22-1118
30	31	松永高等学校	全日制・定時制	総合学科	329	51	福山市神村町10113	084-933-5141
31	32	沼南高等学校	全日制	家政科・園芸デザイン科	87	30	福山市沼隈町下山南4	084-988-0311
32	33	府中高等学校	全日制	普通科	577	43	府中市出口町898	0847-41-4223
33	34	油木高等学校	全日制	普通科・産業ビジネス科	161	29	神石郡神石高原町油木乙1965	0847-82-0006
34	35	上下高等学校	全日制	普通科	67	15	府中市上下町上下566	0847-62-2171
35	36	三次高等学校	全日制・定時制	普通科	575	56	三次市南畑敷町155	0824-63-4104
36	37	庄原格致高等学校	全日制	普通科	287	31	庄原市三日月町515	0824-72-2191
37	38	東城高等学校	全日制	普通科	60	16	庄原市東城町川西476-2	08477-2-2155
38	39	瀬戸田高等学校	全日制	普通科	89	17	尾道市瀬戸田町名荷1110-2	0845-27-0054
39	41	賀茂北高等学校	全日制	普通科	85	16	東広島市豊栄町乃美632	082-432-2224
40	43	日影館高等学校	全日制	普通科	194	26	三次市吉舎町吉舎293-2	0824-43-3135
41	44	黒瀬高等学校	全日制	普通科・福祉科	192	31	東広島市黒瀬町乃美尾10001	0823-82-2525
42	49	五日市高等学校	全日制	普通科	710	51	広島市佐伯区観音台三丁目15-1	082-923-4181
43	50	河内高等学校	全日制	普通科	162	24	東広島市河内町下河内10194-2	082-437-1151
44	51	安古市高等学校	全日制	普通科	955	67	広島市安佐南区毘沙門台三丁目3-1	082-879-4511
45	52	大門高等学校	全日制	普通科	683	49	福山市藤山台三丁目1-1	084-947-7363
46	54	福山明王台高等学校	全日制	普通科	807	59	福山市明王台二丁目4-1	084-952-1110
47	56	高陽高等学校	全日制	普通科	712	47	広島市安佐北区真亀三丁目22-1	082-842-7781
48	57	熊野高等学校	全日制	普通科	359	38	安芸郡熊野町川角五丁目9-1	082-854-4155
49	58	広島井口高等学校	全日制	普通科	950	66	広島市西区井口明神二丁目11-1	082-277-1003
50	59	豊田高等学校	全日制	普通科	107	17	東広島市安芸津町小松原1202-4	0846-45-4023
51	62	安西高等学校	全日制	普通科	149	24	広島市安佐南区高取南二丁目52-1	082-872-1321
52	63	安芸府中高等学校	全日制	普通科・国際科	653	53	安芸郡府中町山田五丁目1-1	082-282-5311
53	64	神辺旭高等学校	全日制	普通科・体育科	589	50	福山市神辺町徳田75-1	084-963-3383
54	65	府中東高等学校	全日制	普通科・都市システム科・インテリア科	254	49	府中市土生町399-1	0847-41-3300
55	67	廿日市西高等学校	全日制	普通科	462	41	廿日市市阿品台西6-1	0829-39-1571
56	68	祇園北高等学校	全日制	普通科	929	65	広島市安佐南区祇園八丁目25-1	082-875-4607
57	69	高陽東高等学校	全日制	総合学科	714	58	広島市安佐北区落合南八丁目12-1	082-843-1167
58	72	湯来南高等学校	全日制	普通科	66	16	広島市佐伯区湯来町伏谷1198	0829-86-0402
59	73	安芸南高等学校	全日制	普通科	583	42	広島市安芸区矢野西二丁目15-1	082-885-2341
60	75	東高等学校	通信制	普通科	611	17	福山市木之庄町六丁目11-2	084-922-0810
61	81	広島工業高等学校	全日制	機械科・電気科・建築科・土木科・化学工学科	692	92	広島市南区出汐二丁目4-75	082-254-1421
62	82	福山工業高等学校	全日制・定時制	機械科・電気科・建築科・工業化学科・電子機械科・染織システム科	638	104	福山市野上町三丁目9-2	084-922-0261
63	83	呉工業高等学校	全日制・定時制	機械科・電子機械科・材料工学科・キャリアデザイン科	231	67	呉市阿賀北二丁目10-1	0823-71-2177
64	84	三次青陵高等学校	全日制	普通科・総合学科	223	28	三次市大田幸町10656	0824-66-1212
65	85	宮島工業高等学校	全日制・定時制	普通科・機械科・電気科・情報技術科・電気・情報技術科・建築科・インテリア科・建築・インテリア科・素材システム科	639	93	廿日市市物見西二丁目6-1	0829-55-0143
66	88	神辺高等学校	全日制	総合学科	572	55	福山市神辺町川北375-1	084-963-0081
67	90	西条農業高等学校	全日制	園芸科・畜産科・生活科・農業機械科・緑地土木科・生物工学科・食品化学科	776	82	東広島市鏡山三丁目16-1	082-423-2921
68	91	庄原実業高等学校	全日制	生物生産学科・環境工学科・食品工学科・生活科学科	202	54	庄原市西本町一丁目24-34	0824-72-2151
69	92	尾道商業高等学校	全日制	情報ビジネス科	555	54	尾道市古浜町20-1	0848-25-2115
70	93	広島商業高等学校	全日制	情報ビジネス科	914	74	広島市中区舟入南六丁目7-11	082-231-9315
71	94	呉商業高等学校	全日制	情報ビジネス科	402	44	呉市広古新開四丁目1-1	0823-72-2525
72	95	福山商業高等学校	全日制	情報ビジネス科	319	45	福山市水呑町3535	084-956-1511
73	97	西城崇水高等学校	全日制	普通科	61	17	庄原市西城町西城345	0824-82-2511
74	121	大崎海星高等学校	全日制	普通科	104	16	豊田郡大崎上島町中野3989-1	0846-64-3535
75	122	戸手高等学校	全日制	総合学科	578	52	福山市新市町相方200	0847-52-2002
76	123	因島高等学校	全日制・定時制	総合学科	194	38	尾道市因島重井町5574	0845-24-1281
77	124	芦品まなび学園高等学校	定時制	普通科	224	33	福山市新市町戸手1330	0847-52-5353
78	125	広島高等学校	全日制	普通科	663	57	東広島市高屋町中島31-7	082-491-0270
79	126	総合技術高等学校	全日制	電子機械科・情報技術科・環境設備科・現代ビジネス科・人間福祉科・食デザイン科	637	74	三原市本郷南五丁目25-1	0848-86-4314
80	127	広島叡智学園高等学校	全日制	普通科	133	25	豊田郡大崎上島町大串3137-2	0848-86-4314
81	201	広島中学校			479	31	東広島市高屋町中島31-7	082-491-0270
82	202	広島叡智学園中学校			119	20	豊田郡大崎上島町大串3137-2	0846-67-5581
83	203	三次中学校			238	18	三次市南畑敷町155	0824-63-4104
84	101	広島中央特別支援学校	視覚	幼稚園・小学部・中学部・高等部・専攻科	48	83	東区戸坂千足二丁目1-4	082-229-4134
85	102	広島南特別支援学校	聴覚	幼稚園・小学部・中学部・高等部	58	65	中区吉島東二丁目10-33	082-244-0421
86	104	尾道特別支援学校	知的	幼稚園・小学部・中学部・高等部	112	76	尾道市栗原町1524	0848-22-5248
87		しまなみ分校	知的	小学部・中学部・高等部	26	22	尾道市因島大浜町1517-1	0845-24-1822
88	105	広島特別支援学校	知的・肢体不自由	小学部・中学部・高等部	217	167	安佐北区倉掛二丁目47-1	082-843-1811
89	106	福山特別支援学校	肢体不自由	小学部・中学部・高等部	67	78	福山市津之郷町津之郷280-3	084-951-1513
90	107	西条特別支援学校	肢体不自由	小学部・中学部・高等部	67	82	東広島市西条町田口314	082-425-1377
91		八本松分級	肢体不自由	小学部・中学部・高等部			東広島市八本松町米満10198-1	082-428-4028
92	108	広島西特別支援学校	病弱	小学部・中学部・高等部	9	20	大竹市玖波四丁目6-10	0827-57-1000
93	109	廿日市特別支援学校	知的	小学部・中学部・高等部	194	119	廿日市市宮内877-2	0829-39-1995
94		阿品台分校	知的	高等部	105	39	廿日市市阿品台西6-1	0829-30-8772
95	110	福山北特別支援学校	知的	小学部・中学部・高等部	364	156	福山市加茂町下加茂7006	084-972-3040
96		三原特別支援学校	知的	小学部・中学部・高等部			三原市小泉町10199-2	0848-66-3030
97	111	大崎分教室	知的	小学部・中学部・高等部	145	86	豊田郡大崎上島町中野2078	08466-4-4046
98		呉特別支援学校	知的	小学部・中学部・高等部			呉市焼山北三丁目22-1	0823-33-0300
99	112	江能分級	知的	小学部・中学部・高等部	167	96	江田島市能美町鹿川13406-3	0823-45-5120
100	113	庄原特別支援学校	知的	小学部・中学部・高等部	94	61	庄原市三日月町4-44	0824-72-5111
101	114	広島北特別支援学校	知的	小学部・中学部・高等部	248	128	安佐北区三入東一丁目25-1	082-818-1201
102	115	沼隈特別支援学校	知的	小学部・中学部・高等部	109	68	福山市沼隈町上山南736-3	084-988-0888
103		黒瀬特別支援学校	知的	小学部・中学部	122	71	東広島市黒瀬町乃美尾10025-1	0823-82-6733
104	116	のみのお分校	知的	高等部	81	32	東広島市黒瀬町乃美尾10001	0823-83-0500
105	117	呉南特別支援学校	聴覚・知的	幼稚園・小学部・中学部・高等部	190	110	呉市阿賀中央五丁目13-71	0823-71-8263
合計					38,418	5,191		

※ 生徒数及び教職員数は、令和7年度公立学校基本数（R7.5.1）を参照している。なお、教職員数は、常勤職員の数であり、非常勤講師等の会計年度任用職員は含んでいない。